

1. 事業の必要性・概要

平成23年6月に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同6月に閣議決定された「第二次環境教育等基本方針」、同6月に開催された「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。

また、平成14年に我が国提案の「国連持続可能な開発のための教育（以下、持続可能な開発のための教育を「ESD」という。）の10年」が国連で採択され、平成17～26年の10年間に世界各国で集中的にESDの取組を推進していくこととされている。「国連ESDの10年」の最終年となる平成26年には、我が国において「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、ESDについて、これまでの取組の検証と今後の方策を検討することとなっており、国際的なイニシアティブをとってきた我が国が、環境教育について国内外に範を示す必要から、国内実施計画の確実な実現が求められている。

※「持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）」とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育のことを指す。

2. 事業計画（業務内容）

（1）子ども環境教育強化事業 26百万円（26百万円）

教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境教育・環境学習データベース」を運用し、環境教育等促進法により新たに盛り込まれた事項に対応するコンテンツの更新や追加を行う。

（2）家庭環境教育強化事業 5百万円（5百万円）

町内会や自治会等を中心に地方公共団体、学校、NPO等と協力し、家庭における環境教育のあり方を議論し、実践まで誘導する事業を全国5カ所で先導的に実施する。

- (3) 地域環境教育強化事業 26 百万円 (15 百万円)
「+ESD プロジェクト」の運用、「体験の機会のある場」の優良事例の選定・紹介、現場のニーズに即した教材・プログラムの開発と容易に入手可能となる仕組みづくり等、地域における以下の ESD の取組を促進する。
- ア. 地域における ESD の取組強化推進事業
 - イ. 「体験の機会のある場」認定促進事業
 - ウ. 環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業
- (4) ESD 環境教育プログラム実証事業 180 百万円 (183 百万円)
全国において、以下の取組を実施し、持続可能な社会を担う人材づくりの先進地域を形成する。
- ア. ESD の視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラム作成
 - イ. 教職員、NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じた環境教育プログラムの検証及び出前授業等を活用した教育現場での実証
- (5) 環境教育等促進法施行状況等調査 16 百万円 (16 百万円)
環境教育等促進法に基づく取組が着実に実施されるように、以下の会議の開催、調査の実施及び関係団体等への情報提供・助言等を行う。
- ア. 環境教育等地方自治体担当者会議等の開催業務
 - イ. 環境教育等の取組に係る調査等
 - ウ. 人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定等に係る業務

3. 施策の効果

環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。また、ESD の視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。加えて、「国連 ESD の 10 年」の提唱国として、また平成 26 年の世界会議主催国として、世界会議後も、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESD の推進が図られる。

環境教育強化総合対策事業

平成27年度予算要求額 253百万円（平成26年度予算額 245百万円）支出予定先 民間団体等

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」により、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、「第四次環境基本計画」、「第二次環境教育等基本方針」、「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。また、「国連ESDの10年」の最終年を迎えるが、引き続きESDの推進が重要である。

環境教育強化事業

- 子ども環境教育強化事業
「環境教育・環境学習データベース」の運用
- 家庭環境教育強化事業
- 地域環境教育強化事業
「+ESDプロジェクト」の実施、「体験の機会の場」の認定促進事業、環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業 等

環境教育等促進法施行状況等調査

- 環境教育等地方自治体担当者会議等の開催
- 環境教育等の取組に係る調査等
- 人材認定等事業の登録等

ESD環境教育プログラム実証事業

- ESDの視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラム作成事業
全国において、各地域個別の課題や自然、歴史、文化等に応じたESDの視点を取り入れたモデル的な環境教育プログラムを作成。
- ワークショップ事業及び教育現場等における実証事業
全国47カ所において、学校教職員、NPO、事業者、行政等が集うワークショップを開催し、上記で作成した環境教育プログラムの検証を行うとともに、関係者のESDに対する理解の深化等を促す。

- ・ 環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。
- ・ ESDの視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。
- ・ 世界会議後も、「国連ESDの10年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESDの推進が図られる。